

●香川県告示第402号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成19年7月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第9号
- 2 指 定 年 月 日 平成19年7月20日
- 3 指定道路の位置 綾歌郡宇多津町字長縄手678-1
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.12メートル
延長 34.80メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。